

2014 年 6 月 23 日
法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会
委員 神津 里季生
(日本労働組合総連合会)

新時代の刑事司法制度特別部会 第 28 回会議に対する意見書

今回は、公務が既に入っており欠席させていただきます。
本日議論される事項について書面で意見を申し述べさせていただきます。

第 1 取調べの録音録画について

取調べの録音録画についての意見は、かねて 5 名連名の意見書で述べてきたとおりである。ここでは、事務当局試案[改訂版]に示された案と検察の新たな運用案について、私たちが平成 26 年 6 月 12 日付け「新時代の刑事司法制度特別部会 取りまとめに向けての再意見」(以下「再意見」)で示した「取りまとめ案に対する評価・判断の基準」(以下「基準」)に照らして、意見を述べる。

事務当局試案では録音録画の対象事件がやや広がり、検察独自捜査事件の身柄事件が対象事件とされた。しかし、同独自捜査事件は身柄事件で年間 100 件余りとのことであり、裁判員裁判対象事件と併せても、録音録画が義務付けられる対象事件は全体の 2～3 パーセント、すなわち義務付けられない事件が全体の 97～98 パーセントという実態は変わらない。これでは私たちの「基準」第 1 の「将来的な全事件の可視化の方向性に沿うものであること」、第 3 の「段階的实施のスタートとして・・・相当程度の規模を持」つものとは言えない。

また、上記対象事件以外については、最高検察庁によれば、検察官による取調べについて、これまで試行してきた①知的障害を有する被疑者等、②精神の障害がある被疑者等に対する取調べについて録音録画を、運用によって行う、とのことである。しかし、これらの録音録画は、一定の事情がある場合には、検察官は、取調べの全部又は一部について録音録画を行わなくてもよいとされ、その事情は、事務当局試案にある義務化の例外事由よりも広く、かつ基準が曖昧で恣意的判断が入り込む余地が大きい。これでは私たちの「基準」第 3 の「段階的实施のスタートとして・・・取調べ側の恣意性が入り込まない可視化の取組みが担保される『仕組み』」とは言えない。

さらには、事務局試案[改訂版]は、本制度の在り方について施行後の検討を取り入れており、一定程度評価できるものの、「施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは・・・所要の措置を講ずる」と限定されており、「将来的な全事件の可視化の方向性」に向けた工程が明らかでない。また検察庁の運用案においても「将来的な全事件の可視化の方向性」に向けた工程は明らかではなく、これでは私たちの「基準」第 2 の、将来的な全事件の可視化「に向けた道筋が一定程度明確にな」ったものとは言えない。

以上の理由から、今回の事務局試案[改訂版]と検察庁が示した運用による案

に対しては、私たちの「再意見」の「基準」に照らし、このままでは賛成することとはできない。

私たちの「基準」によるのであれば、少なくとも、今回、宮崎委員と小坂井幹事が連名で提出された案のうちの「乙案」程度の内容となることを求める。

第2 刑の減免制度、捜査・公判協力型協議・合意制度、刑事免責制度について

被疑者や被告人、証人に対する供述の動機づけとして恩典を付与する制度は、取調べへの過度の依存を改め、証拠収集手段を適正化・多様化するという本部会の目的からは、重要であると考ええる。

しかし、自己の犯罪事実を明らかにする行為も、他人の犯罪行為を明らかにする行為も取調べを前提としている以上は、虚偽の自白の強要や他人を自己の犯罪に巻き込むといった懸念が強いため、取調べの全過程の録音・録画の実施を前提として、検討されるべきである。

第3 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方

事務当局から示された「参考案」は、人権を保障するという刑事訴訟法の基本理念に照らすと、検討課題を裁量保釈に限定するなど、きわめて不十分である。

本来、罪証隠滅または逃亡を防止するために行われる勾留は、身体的自由を奪うだけでなく、社会的・経済的に甚大な不利益を与える。それにもかかわらず、否認あるいは黙秘したことのみを理由として、必要最小限の範囲を超えて過剰に運用されていると指摘されているケースがある。

被疑者・被告人の身柄拘束の在り方を検討するにあたっては、まずは、本来の処分の在り方を適正化すべきであり、その判断が国民にとっても分かりやすいものとなるよう、否認ないし黙秘していること自体が身体拘束の理由とされてはならないこと、また、身柄拘束の必要性の判断が具体的に示されなければならないことを内容とする指針が策定されるべきである。加えて、身柄拘束の必要性の判断に際しては、とりわけ被疑者・被告人の防御の利益が考慮要素として明示されるべきである。

以 上